

○少年相談専門員の配置及び事務取扱要領の制定について

(昭和 63 年 2 月 9 日岡少第 58 号)

改正 平成 14 年 12 月岡少第 243 号 平成 18 年 3 月第 61 号
平成 20 年 12 月第 327 号

各部長
参事官
所属長

少年相談業務については、少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号)及び岡山県警察少年警察活動要綱の制定について(通達)(平成 19 年 11 月 30 日岡少第 376 号、岡生企第 1042 号、岡刑企第 453 号、岡交企第 403 号、岡公第 101 号例規)に基づいて実施しているところであるが、最近の少年非行情勢を反映して、少年及び保護者等の間に少年の非行防止、少年の福祉に関する悩みごと、困りごと等の相談が増加するとともに、その内容も複雑多様化し、専門的な対処を要する事案が多くなっている状況である。このような情勢に対応するため、このたび生活安全部少年課に少年相談専門員を配置し、別添のとおり「少年相談専門員の配置及び事務取扱要領」を定め、少年相談業務の高度化と適正な運用を図ることとしたので、これの周知徹底と効果的な活用に努められたい。

なお、通常少年相談業務については、従来どおり実施されたい。

別添

少年相談専門員の配置及び事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、少年相談専門員(以下「専門員」という。)の配置及び事務取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 配置

専門員は、生活安全部少年課に配置する。

第 3 職務

専門員は、少年相談業務に当たるほか、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 複雑、難解な少年相談事案の処理に関すること。
- (2) 少年の資質鑑別に関すること。
- (3) 少年相談に関する指導及び教養に関すること。
- (4) 少年相談の分析、資料化に関すること。
- (5) 他の相談機関等との連携に関すること。
- (6) その他特命事項の処理に関すること。

第 4 服務心得

専門員は、次に掲げる事項に留意し、誠実にその職務の遂行に専念しなければならない。

- (1) 少年警察の使命とその役割を自覚し、警察に対する少年及び保護者、その他関係者はもとより、広く県民の理解と信頼を得るように努めること。
- (2) 職務上知り得た少年及び関係者の秘密を漏らさないこと。

第5 少年課長の職務

少年課長は、専門員を指揮監督するとともに、資質向上のための教養に努めるものとする。

第6 警察署長の責務

警察署長は、少年課長と緊密な連携を図り、専門員の効果的な活用について配慮するものとする。

第7 派遣

警察署長は、専門員の派遣を必要とする場合は、少年課長を經由して生活安全部長に要請することができるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。